

# 多様な性について知ろう

問 市民協働課 (☎95-0002)

性のあり方は、大きく分けて4つの要素から成り立っています。その組み合わせによってさまざまなセクシュアリティ（性のあり方）が形成されています。1人1人の顔や性格が違うように、性のあり方も多様です。

## ◆性の要素

- ▶体の性…身体的構造の性 ▶性的指向…恋愛感情や性的な関心・興味がどの性別に向いているか
- ▶性自認…自分の性別をどのように認識しているか ▶性表現…言葉遣い・服装など外部に対する表現

## ◆LGBTとは

性的マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の1つです。

**L**esbian  
レズビアン …女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）

**G**ay  
ゲイ …男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

**B**isexual  
バイセクシュアル …両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）

**T**ransgender  
トランスジェンダー …心の性と体の性の不一致（体の性が男性で心の性は女性というように、体と心の性が一致していないため体の性に違和感を持つ人）

## ◆関連用語

- ▶カミングアウト…自らのセクシュアリティを本人の意思で打ち明けること
  - ▶アウティング…他人のセクシュアリティを本人の了承なく第三者に伝える（暴露する）こと
- ※本人の人権・人格・尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害です。

## 刈谷市パートナーシップ宣誓制度

人生のパートナーであることを約束した双方または、一方が性的少数者である2人で宣誓書を市に提出し、市が対象者の要件を確認の上、受理し、受領証を1組につき1部交付する制度です。

※この制度は法律上の婚姻制度とは異なり、宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格などが変わるものではありません。制度の導入により、2人の意思を尊重するとともに性的少数者などの人々に対する理解が広がることで、誰もが暮らしやすい環境作りにつながることを目的としています。

申 ㊚(kyodo@city.kariya.lg.jp)または電話で市民協働課へ。 ㊚ 1012701

# ごみ散乱防止推進員を紹介します

問 ごみ減量推進課 (☎21-1705)

刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、地区におけるごみの散乱の防止、環境の美化推進に取り組んでいます。緑色の帽子やベスト、腕章を身に着けて、地区内の巡回や啓発活動などを行っています。

## 令和6年度のごみ散乱防止推進員

| 地区名  | 氏名    | 地区名 | 氏名     |
|------|-------|-----|--------|
| 刈谷西部 | 中西卓爾  | 今川  | 松原繁明   |
| 刈谷中部 | 佐藤篤司  | 今岡  | 保田猪三郎  |
| 刈谷東部 | 小佐々歳男 | 一里山 | 水野一喜   |
| 元刈谷  | 鈴木竹久  | 一ツ木 | 酒井巳喜夫  |
|      | 神谷武彦  |     | 上田幸弘   |
| 熊    | 今井利之  | 泉田  | 三井正春   |
| 高津波  | 深谷常雄  | 築地  | 近藤宏    |
|      | 杉阪季久  |     | 渡邊康之   |
| 小山   | 岡本眞幸  | 小垣江 | 青山雄登   |
|      | 森口義行  |     | 三浦薫    |
|      | 前野綾佑  | 高須  | 山本昌信   |
| 重原   | 三井賢二  | 半城土 | 豊田哲夫   |
| 桜    | 都築一政  |     | 宮崎進    |
| 井ヶ谷  | 比護公夫  | 野田  | 阿部政行   |
|      | 高木功   |     | 長谷川満幸  |
| 東境   | 坂口初男  | 東刈谷 | 亀田鹿雄   |
|      | 岡田政也  |     | 野々山一二三 |
| 西境   | 近藤好男  |     |        |

## 主な活動内容

- ▶市民(地区住民)に対する啓発・指導・助言
- ▶地区内の巡回
- ▶ごみの片付けおよび大量・大型ごみの不法投棄連絡
- ▶市の施策に対する協力
- ▶その他、ごみの散乱の防止に関すること

## 刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例

空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻などのごみの散乱の防止について、市民や地域、事業者がそれぞれの責務を果たし、連携して環境の美化を図ることを目的としています。

## 基本となる責務

ごみをみだりに捨てるなどして、ごみを散乱させることのないようにすること。

## 市民の責務

自主的に清掃活動を行うなど地域環境の美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこと。

## 事業者の責務

事業活動に伴って生じたごみの散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならないこと。